

関係各位

長崎県土木部

工事提出書類の簡素化に関する適用日の取扱いについて

標記について、提出書類に関する省力化を図るために実施方針を定め、関係する下記～の改定等を「平成21年4月1日以降に入札手続を開始する工事に適用」として行いましたが、早期発注対策として既に入札手続を開始している工事や、既に契約を締結している工事においても、対応が可能なものについては、平成21年4月1日以降、これらの改定に準じた取扱いとする事としましたのでお知らせします。

なお、下記（共通仕様書の一部改定）の内、『第1章1-1-54 資材等の県内優先調達』及び『第1章1-1-55 下請負人の県内優先活用』については、現通知どおり「平成21年4月1日以降に入札手続を開始する工事に適用」とします。

記

平成21年3月17日付け 20建企第824号
長崎県建設工事共通仕様書（平成19年4月）の一部改定について

平成21年3月17日付け 20建企第825号
工事打合せ簿の取扱要領について

平成21年3月17日付け 20建企第826号
段階確認の実施要領について（改定）